

特定創業支援等事業の支援に基づき行う設立の登記の税率の軽減

対象税目：登録免許税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

令和8年3月27日に行われた第44回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たなKPIの設定について」において雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10万者/年を達成することをKPIとしており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。
本措置は、創業時の設立手続きにかかるコストを軽減するとともに、創業支援等事業計画を活用した地域の創業を促進するものであり、政策目標の達成に向けて、本措置を講ずることで、我が国創業者の事業拡大や経営の安定を早期に促し、地域経済の活性化を推進していく必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

7. 中小企業の発展
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第6項
創設年度：平成26年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】



減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）
金額（億円）	0.87	0.89	1.27	1.47	2.05	2.20	2.25

③ アクティビティ

株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じることにより、我が国における創業を促進する。

（出所）法務省 登記統計

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）
件数	1,360	1,388	1,958	2,239	3,109	3,350	3,431
適用額（億円） （※推計値）	62.78	55.89	86.55	125.25	117.69	127.77	178.33

（出所）法務省 登記統計データを基に経済産業省にて推計

○アウトカムに対する効果分析

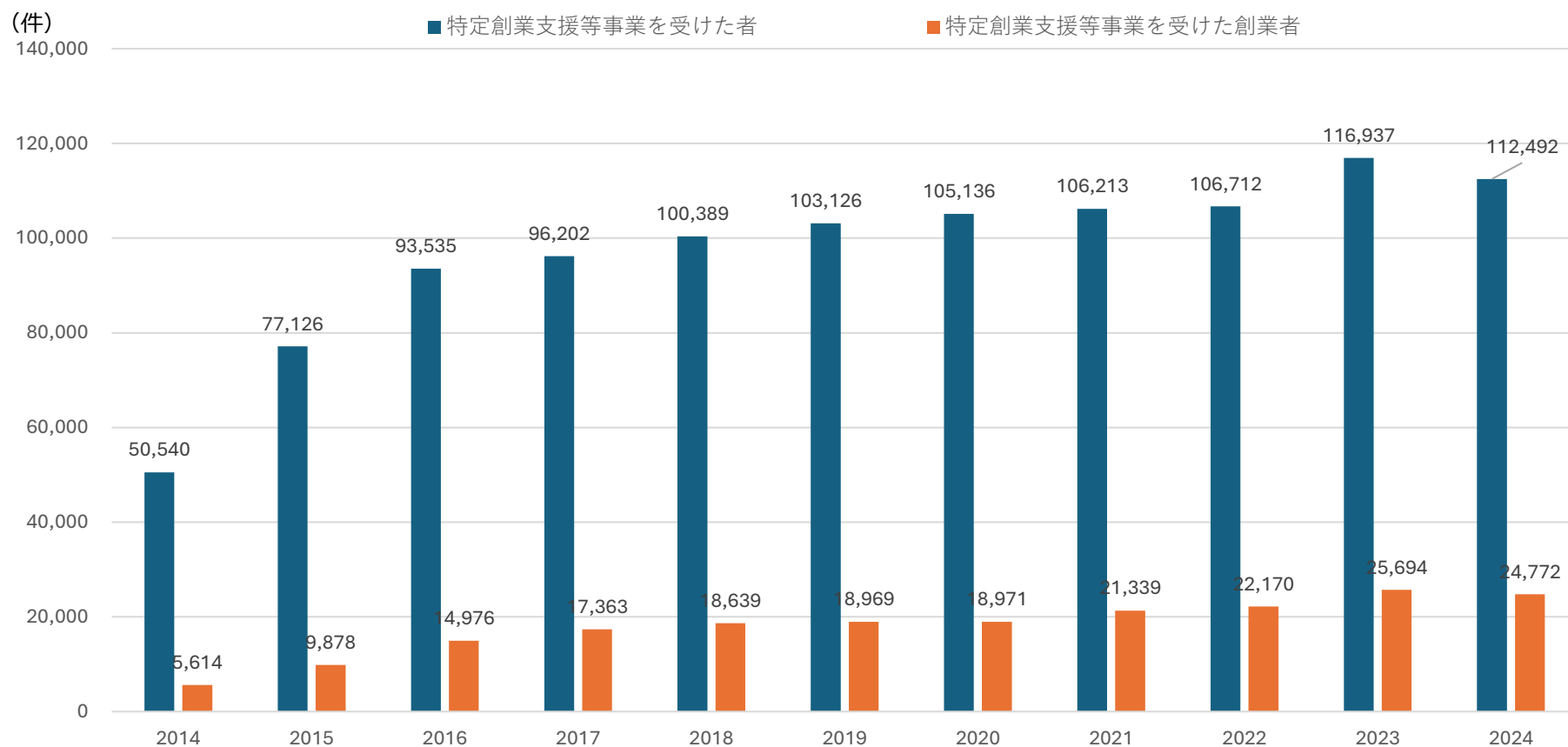
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	特定創業支援等事業の支援を受けた者は、証明書の交付を通じて登録免許税の軽減措置を利用することが可能となる。本措置により、法人設立時の初期コストが低減されることで、当該支援を受けた創業者の法人化又は創業の意思決定が後押しされ、その結果として創業に至る者の増加に繋がる。
⑤ 短期アウトカム	指標：特定創業支援等事業を受けた創業者数 目標値：創業者数24,600者/年。 対象期間：1年間（2024年度）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	より多くの市区町村において「特定創業支援等事業」を始めとする創業支援体制が整備・充実していくことで、全国的に創業機運が醸成され、成長性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業者数の一定の増加が見込まれる。
⑥ 中期アウトカム	指標：雇用保険事業統計に基づく創業者数（※開業率については、創業政策の効果を過去からの連続性の中で評価していく観点から、引き続きモニタリングする。） 目標値：雇用保険事業統計に基づく創業者数について、9.5万者/年。（本特例措置以外の予算措置、金融支援、税制措置等と一体となって達成するものである。） 対象期間：2029年度末（中小企業政策審議会（第44回、R8年3月27日）「中小企業政策の新たなKPIの設定について」より3年）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	より多くの市区町村において「特定創業支援等事業」を始めとする創業支援体制が整備・充実していくことで、全国的に創業機運が醸成され、成長性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業者数の一定の増加が見込まれる。
⑦ 長期アウトカム	指標：雇用保険事業統計に基づく創業者数（※開業率については、創業政策の効果を過去からの連続性の中で評価していく観点から、引き続きモニタリングする。） 目標値：雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10万者/年。（本特例措置以外の予算措置、金融支援、税制措置等と一体となって達成するものである。） 対象期間：2031年度末（中小企業政策審議会（第44回、R8年3月27日）「中小企業政策の新たなKPIの設定について」より5年）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
厚生労働省「雇用保険事業年報」	開業率については当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数を根拠とするため。
中小企業庁「認定市区町村からの実績報告」	特定創業支援等事業を受けた創業者数把握のため。 【調査先】創業支援等事業計画認定自治体、【調査方法】メール等、【回収率】：100%。
株式会社東京商工リサーチ「令和5年度中小企業実態調査事業中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究」	創業時の登録免許税の特例に関するアンケート調査結果把握のため。

●分析手法：制度創設以降の時系列比較による傾向
 選定理由：制度導入による企業行動の変容の状況について時系列順で数値を追うことで政策効果を分析する。

特定創業支援等事業を受けた者の数の推移

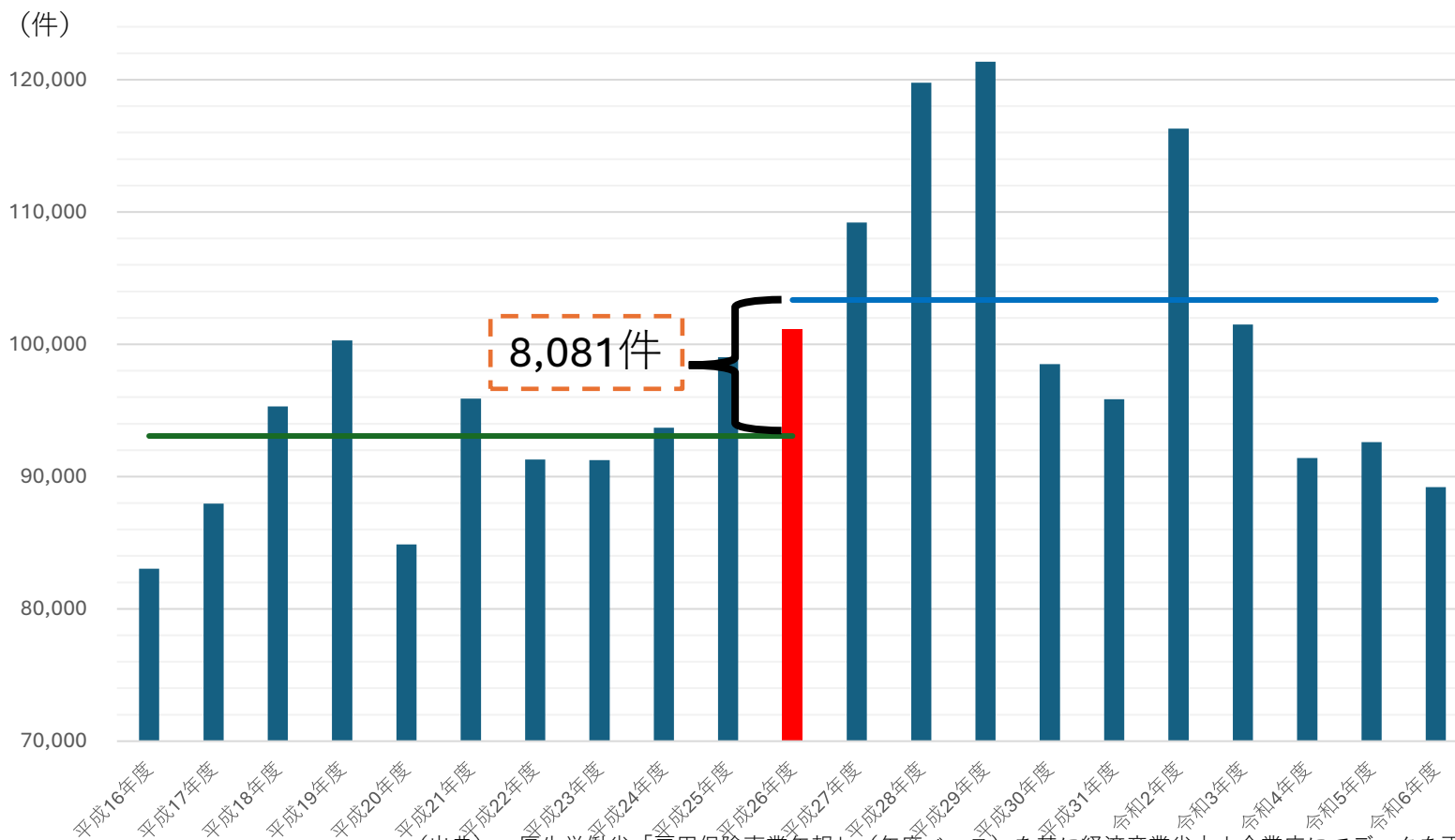
- 特定創業支援等事業による支援を受けた者は、直近は約11.2万件/年。そのうち、**創業した者の数は、直近は約2.5万人/年**となっており、**制度開始以降、一貫して増加傾向である。**
- 特定創業支援等事業を受けて創業した者は、制度開始以降、累計約20万人に達している。



(出典) 認定市区町村からの実績報告を基に中小企業庁にて作成

創業者数（新規雇用保険関係適用事業所数）の推移

- **雇用保険事業統計に基づく創業者数**（新規雇用保険関係適用事業所数）は、税制開始前（H25年度）99,017者であったのに対し、税制開始1年後（H27年度）109,202者、税制開始5年後（H31年度）95,846者、税制開始7年後（R3年度）101,485者と、**概ね増加傾向にある**。
- 制度開始前の10年間の創業者数（平均93,070件/年）と比較し、**制度開始後10年間の創業者数**（平均101,151件/年）は、**約1割（8,081件）の増加が見られる**。



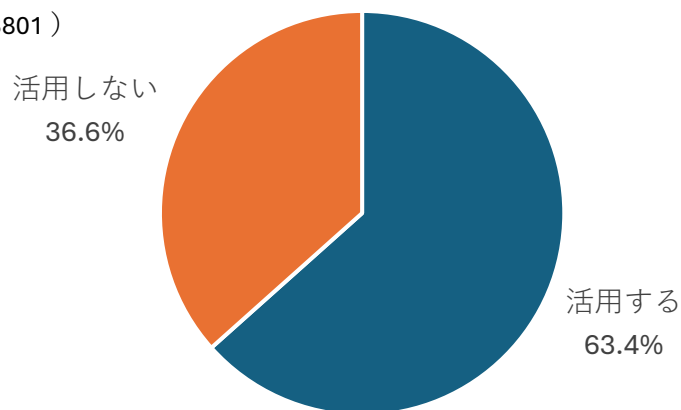
創業時の登録免許税の特例に関するアンケート調査結果

- 創業時の登録免許税の特例に関してアンケート調査を実施した結果によると
 - 「創業時に本措置があったら活用するか」との質問に対し、「活用する」が6割超であった。
 - 「本措置について有効だと思うか」との質問に対し、「有効である」が約6割であった。

Q.創業時に登録免許税の軽減措置があったら活用するか（単一回答）

「活用する」は63.4%、「活用しない」は36.6%であった。

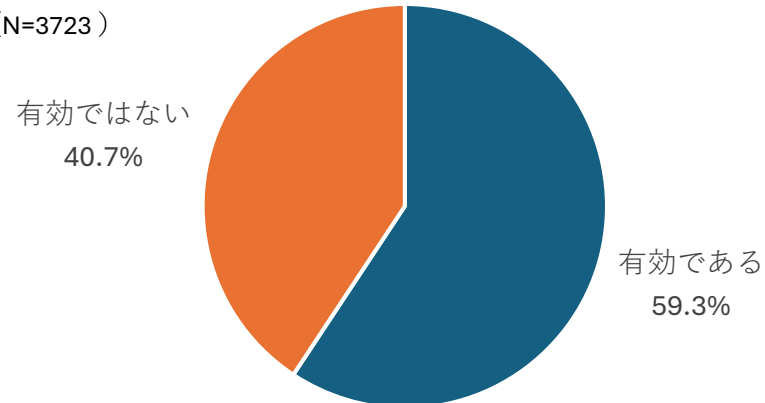
(N=3801)



Q.登録免許税の軽減措置は創業時の支援策として有効だと思うか（単一回答）

「有効である」は59.3%、「有効ではない」は40.7%であった。

(N=3723)



Q5-1 創業時に登録免許税の軽減措置があったら活用しますか。(単一回答)

- ①活用する
- ②活用しない

Q5-2-1 登録免許税の軽減措置は創業時の支援策として有効だと思いますか。(単一回答)

- ①有効である
- ②有効ではない

【参考】創業支援政策における本税制措置の位置づけ

- 創業支援政策では、創業を希望する者が「特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）」を受けた後、市区町村が発行する証明書を受け取ることで、**本税制措置（法人設立時の登録免許税の軽減）や、日本政策金融公庫の融資制度での優遇など、創業者が、自身の状況に応じて各措置を組み合わせる支援を受ける仕組み。**
- 創業時に必要となる資金は、登録免許税だけでなく、定款認証費用、設備投資、運転資金等様々な資金が必要となる。そのため、本税制措置のほか、予算措置、金融措置等を組み合わせる支援しているところ。**創業者は、これらの要因を総合的に考慮して、最終的に創業するか否かを判断していると考えられる。**



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※3万円に満たないときは、1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

信用保証協会の創業関連保証（※）について、**事業開始6か月前**（通常2か月前）から利用対象になる。その他、市区町村によっては、**保証料の一部補助**を実施。

（※）保証限度額3,500万円、1か月以内に個人開業又は、2か月以内に法人設立し事業開始～5年未満の者等の事業に必要な資金を支援。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業・スタートアップ支援資金（※）について、特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）が適用**される。

（※）融資限度額7,200万円、新たに事業を開始する者または事業開始後7年以内の者の事業に必要な資金を支援。

(4) 持続化補助金＜創業型＞の申請対象

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞

（※）の申請対象になる。

（※）補助上限：200万円、補助率2/3、

対象者：特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日が公募締切時から起算して過去1か年の事業者。なお、創業後、事業開始前の事業者も対象。

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	【達成】：本措置を含む創業支援政策の後押しにより、本措置設立時より創業者数は増加しており、2024年時点では24,772件/年の創業者が生まれるまで増加している。	直近の状況は2024年時点で8.9万者の創業者が生まれている。中小企業政策審議会（第44回、R8年3月27日）「中小企業政策の新たなKPIの設定について」に基づき、2029年度までに、雇用保険事業統計に基づく創業者数について、9.5万者/年を目指す。	直近の状況は2024年時点で8.9万者の創業者が生まれている。中小企業政策審議会（第44回、R8年3月27日）「中小企業政策の新たなKPIの設定について」に基づき、2031年度までに、雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10万者/年を目指す。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因		・直近の創業者数の状況については、新型コロナウイルス感染症拡大などによる外部的な要因もあり減少傾向であったと考えられる。 ・また、雇用保険事業統計に基づく創業者数については、創業政策のみならず、教育や社会保障（セーフティネット）、失敗に対する社会的受容度など、社会構造全体での改革も同時に必要であると考ええる。	・同左

③ 政策効果等	<p>・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、税制開始前（H25年度）99,017者であったのに対し、税制開始1年後（H27年度）109,202者、税制開始5年後（H31年度）95,846者、税制開始7年後（R3年度）101,485者と、概ね増加傾向にある。</p> <p>・また、制度導入による企業行動の変容の状況について、時系列による傾向を比較。具体的には、制度開始前の10年間（H16～H26年度）の創業者数（平均93,070者/年）と比較し、制度開始後10年間（H26～R6年度）の創業者数（平均101,151者/年）は、約1割（8,081者）の増加が見られる。</p> <p>・本措置は、令和6年度で3,350件の適用実績があり適用数は増加している。本措置は「特定創業支援等事業」を通じ、成長性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化につながるため特例措置として妥当である。</p>		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>創業時にかかる登録免許税が軽減されることで、創業の後押しになり、会社設立により地域の雇用が創出される。創業の拡大や事業成長を促すためには、総合的に支援策を講じることが有効であり、予算措置や金融措置だけではなく、税制措置も合わせて実施することが妥当である。</p>		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<p>・本税制の適用開始後に創業者数が増加する傾向が見られることや、アンケート結果において有効であるとの回答が多数であったことから、本税制は、創業者数の増加にポジティブに働いている可能性が示唆される。よって、活用実績を踏まえつつ延長を含め検討を行う。</p> <p>・その上で本税制は、経済産業省が、市区町村が策定する創業支援等事業計画を認定し、市区町村が所定の要件を満たした者に証明書を発行し、当該者が法人登記を行う際に適用されるというスキームのため、これまで、経済産業省は税制適用者の把握が困難であったところ。今後は、証明書の発行を受けた事業者を対象とした、事業開始後の財務情報等を収集することにより、本措置の効果についてより精緻に検証ができる環境整備に取り組む。</p> <p>・なお、長期及び中期アウトカムの指標について、雇用保険制度の改正等により一時的に統計値が増加する年がある点には留意が必要である。また、今後はデジタル・AIの活用が本格化し、従業員を雇用せずに成長を実現する創業者が増加していく可能性も考えられることから、より実態を踏まえた創業者数の捕捉方法については、引き続き検討が必要である。</p>		
-----------	---	--	--